

大分県高齢者福祉課

平成26年6月20日発行

O I T A かいごだより



【目次】

- 通所介護の個別機能訓練加算
- 介護職員処遇改善加算の実績報告
- ケアマネジャー試験のご案内
- 介護給付費等のインターネット請求
- 熱中症予防について

●通所介護の個別機能訓練加算

厚生労働大臣が定める基準に適合していることを県に届け出た通所介護事業者が、利用者に対して個別機能訓練計画に基づく機能訓練を計画的に行った場合、所定単位数に一定の単位数を加算することができます。

個別機能訓練加算は、体制加算ではなく、個別の計画作成等のプロセスを評価するものであり、加算を算定するためには、「介護給付費の算定に係る体制等に関する届出」が必要（前月号参照）です。

【加算単位数】

個別機能訓練加算（Ⅰ）	42単位/日
個別機能訓練加算（Ⅱ）	50単位/日

個別機能訓練加算（Ⅰ）

【目的】

利用者の自立の支援と日常生活の充実に資すること。

【厚生労働大臣が定める基準】

加算の算定にあたっては、以下の要件のすべてを満たすこと。

人 員	次の要件のすべてに合致する機能訓練指導員を1名以上配置していること ・通所介護を行う <u>時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事</u> ・常勤 ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師
運 営	・利用者の <u>自立の支援と日常生活の充実</u> に資するよう <u>複数の種類の機能訓練の項目を準備</u> し、その項目の選択にあたっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、 <u>心身の状況に応じた機能訓練</u> を適切に行っていること ・事業所の従業者が共同して、 <u>利用者ごとに個別機能訓練計画を作成</u> し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。

【留意点】

- ・実施した個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を行うこと。
- ・訓練開始時及び3月ごとに1回以上利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む）を説明し、記録すること（したがって、個別機能訓練計画が未作成・利用者等への未説明の状態で個別機能訓練を実施しても加算は算定できない）。
- ・個別機能訓練の評価内容や目標の達成度合いについて、当該利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要に応じて利用者又は家族の意向を確認のうえ、当該利用者のADL及びIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。
- ・個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。

個別機能訓練加算（Ⅱ）

【目的】

残存する身体機能を活用して、生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅で可能な限り自立し暮らし続けること。

【厚生労働大臣が定める基準】

加算の算定にあたっては、以下の要件のすべてを満たすこと。

人 員	次の要件のすべてに合致する機能訓練指導員を1名以上配置していること ・ <u>専ら機能訓練指導員の職務に従事</u> ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師
運 営	・ 事業所の従業者が共同して、利用者の <u>生活機能向上</u> に資するよう <u>利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成</u> していること。 ・ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の <u>生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備</u> し、機能訓練指導員が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

【留意点】

（個別機能訓練加算（Ⅰ）の留意点に加え、次の留意点に注意する必要があります。）

- ・ 適切なアセスメントを経て利用者のADL及びIADLの状況を把握し、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標（1人で入浴ができるようになりたい等）を設定のうえ、当該目標を達成するための訓練を実施すること。
- ・ 上記目標は、利用者又は家族の意向、利用者を担当する介護支援専門員の意見を踏まえて策定し、利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつわかりやすい目標とすること。
- ・ 類似の目標を持ち、同様の訓練内容が設定された 5人程度以下の小集団（個別対応含む） に対して 機能訓練指導員が直接行う こととし、必要に応じて事業所内外の 設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練 を実施すること。
- ・ 個別機能訓練の実施回数は、生活機能の維持・向上のための訓練を効果的に実施するために計画

的・継続的に行う必要があることから、概ね週1回以上実施することを目安とする。

- ・個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している者であっても、別途個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る訓練を実施した場合は、同一日であっても個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定できる。ただし、個別機能訓練加算（Ⅰ）に係る常勤専従の機能訓練指導員は、個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練指導員として従事することはできず、別に個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練指導員の配置が必要である。また、それぞれの加算の目的・趣旨が異なることから、それぞれの加算に係る個別機能訓練計画に基づいた訓練を実施する必要がある。

【参考】これだけは知っていてほしい！！「通所介護」の関係法令基礎知識（P58～65）

<http://www.pref.oita.jp/site/144/syuudannshidou.html>

●介護職員処遇改善加算の実績報告

介護職員処遇改善加算を受給している事業者について、平成25年度分の実績報告書の提出期限は、平成26年7月31日（木）<必着>（当日消印有効）となっています。（最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに実績報告書を提出することされており、年度途中で事業所の廃止があった場合を除き、この期限となります。）

提出にあたっての「留意事項」や様式を下記のホームページに掲載していますので、ご確認ください。

【ホームページ】介護職員処遇改善実績報告書の提出について（平成25年度加算分）

<http://www.pref.oita.jp/site/144/zisseki.html>

●ケアマネジャー（介護支援専門員）試験のご案内

平成26年度大分県介護支援専門員実務研修受講試験について、以下のとおり実施しますのでお知らせします。

試験期日	<u>平成26年10月26日（日）10:00～</u>	
試験場所 （予定）	<大分会場>	大分大学 : 大分市旦野原700
	<日田会場>	大分県日田総合庁舎 : 日田市城町1-1-10
	<佐伯会場>	佐伯市立鶴谷中学校 : 佐伯市長島町1-1-1

※受験申込者多数の場合には試験会場を変更・追加することがありますので、あらかじめご了承ください。

【受験案内（申込書）の配布】

- ・配布日 … 平成26年6月20日（金） から配布します。
- ・配布場所… 大分県高齢者福祉課介護保険推進班（県庁別館3階）
県内各保健所（部）…東部保健所、中部保健所、南部保健所、豊肥保健所
西部保健所、北部保健所、国東保健部、由布保健部
豊後高田保健部
- ・各市町村介護保険担当課

【受験申込書の受付】

- ・受付期間…平成26年6月30日（月）～7月29日（火）（最終日消印有効）
- ・受付方法…郵送（簡易書留）
- ・送付先 …〒870-8501
大分市大手町3丁目1番1号 大分県福祉保健部高齢者福祉課 介護保険推進班

詳細については、下記のホームページをご覧ください。

【ホームページ】平成26年度大分県介護支援専門員実務研修受講試験の実施について

<http://www.pref.oita.jp/site/144/kaigosien-senmonin.html>

《お問合せ先》

大分県高齢者福祉課 介護保険推進班 TEL：097-506-2692

●介護給付費等のインターネット請求

サービス事業者等から国保連合会に対する介護給付費等の請求方法については、現在、伝送（ISDN回線）、電子媒体（FD、MO、CD-R）及び紙媒体となっています。

このうち、伝送については、これまでISDN回線によることとされてきましたが、平成26年11月以降は、インターネット回線による請求が可能となります。（ISDN回線による請求も、平成30年3月末までの間は引き続き可能となる予定です。）

これまでISDN回線で請求を行っていた各サービス事業者等においては、ISDN回線が不要となり、請求に必要な運営費用が大幅に軽減されることとなります。

届出の受付及び介護電子請求ヘルプデスクは、平成26年8月から対応が開始されます。

詳細については、下記のホームページをご覧ください。

【ホームページ】介護給付費等のインターネット請求について

<http://www.pref.oita.jp/site/144/kaigohoushu-internet-ka.html>

●熱中症予防について

昨年の夏は、熱中症による健康被害が数多く報告されたところです。

気象庁の発表によれば、今年の夏（6～8月）の平均気温は、平年並みか平年よりやや高いとの予報です。

つきましては、こまめな水分・塩分の補給、適切な扇風機やエアコン使用等により、熱中症予防に努めてください。

なお、熱中症予防に関するリーフレット等関連情報について、下記のホームページに掲載していますのでご活用ください。

【ホームページ】熱中症予防について（健康対策課）

<http://www.pref.oita.jp/site/2014setsuden-natsu/zousinn-1.html>